

【46 解読文】 衆議院選挙ニ付通牒案 (明治二十三年：一八九〇) (A)

(表紙)

「自明治十八年
至全 廿三年
管内 雑事

(朱書)

「庶務部」

(朱印)

永年保存

雑事管内

(朱書) 「即日発送印」

二十三年六月十六日

庶務課長印

(朱印)

知事代理伊志田

第二部長印

郡長へ御通牒案

(朱書)「号外」

衆議院議員選挙ニ就テハ、夙ニ長官ヨリ親シク訓示

(衆議院議員選挙に就(つ)いては、夙(つと)に長官より親しく訓示)

之次第モ有レ之、又各位既ニ分憂ノ任ニ当リ、其計画一

(の次第もこれ有り、又各位既に分憂の任に当たり、其(そ)の計画一)

定ノ方針アリ、殊ニ改テ喋々スルニハアラザレトモ、選挙期日モ弥旬

(定の方針あり、殊(こと)に改めて喋々するにはあらざれども、選挙期日も

弥(いよいよ)旬)

(克力)

日ヲ余ス耳ニテ、人心益激昂シテ競争愈甚シク、相党比

(日(じゅんじつ)を余す耳(のみ)にて、人心益(ますます)激昂(げきこ

う)して競争愈(いよいよ)甚(はなは)だしく、相党比)

シ相闘キ、狂瀾モ又不レ啻、転々物論洵起ノ媒ヲ為シ、選

(し相闘(せめ)ぎ、狂瀾(きょうらん)も又啻(ただ)ならず、転々物論(ぶ

つろん)洵起(きょうき)の媒(もと)を為し、選)

挙場裡ニ一大珍事ヲ生シ、不幸ノ結果ヲ来ス可キハ、頃日

(挙場裡(り)に一大珍事を生じ、不幸の結果を来すべきは、頃日(けいじつ)

各府県ノ情况ニ之レアルモノ、如シ、憂フ可キノ限りニテ、各位モ定

(各府県の場合にこれあるものの如し、憂うべきの限りにて、各位も定め)

テ煩念不レ浅事ト被レ察候、今ノ時ニ当リ各位ハ益選挙ノ旨
〈て煩念（はんねん） 浅からざる事と察せられ候、今の時に当たり各位は益選
挙の旨〉

趣ヲ貫徹セシメ、百害ヲ凌キ百弊ヲ防キ、所員ニ至ルマテ
〈趣（ししゆ）を貫徹せしめ、百害を凌（しの）ぎ百弊（ひやくへい）を防ぎ、
所員に至るまで〉

同心協力シ、カノ有ル所ヲ尽シ、以テ専ラ公正ノ方向ヲ取り、此大事
〈同心協力し、力の有る所を尽くし、以（もつ）て専（もつぱ）ら公正の方向
を取り、此（こ）の大事〉

ヲシテ終局ノ美果ヲ奏セシメ、此至難ノ義務ヲ全フセラ
〈をして終局（しゆうきよく）の美果（びか）を奏せしめ、此の至難の義務を
全（まっ）と）うせら〉

レンコトヲ願フモノナリ、知事ノ命ニ依リ此段小官ヨリ及ニ御通
〈れんことを願うものなり、知事の命に依（よ）り此の段小官より御通〉

牒一候也
〈牒に及び候也〉

月 日 第二部長

選挙長 宛 （朱書） 「親展」

群 群 群 群